

## デジタル観光統計オープンデータ利用規約

「デジタル観光統計オープンデータ」利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、公益社団法人日本観光振興協会（以下、「当協会」といいます。）が提供する「デジタル観光統計オープンデータ」（以下、「本データ」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さまには、本規約に従って、本データをご利用いただきます。本データの利用をもって、本規約に同意したものとみなし、本規約は利用者に対して適用されるものとします。

### 第1条（適用）

1. 本規約は、利用者と当協会との間の本データの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当協会は本データに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

### 第2条（知的財産権の取扱い）

1. 本データは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際（CC-BY4.0）に基づき利用できるものとします。従って、「デジタル観光統計オープンデータ」は、本規約以外の別の利用ルールが個別に適用される場合を除き、どなたでも本規約に従って複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。
2. 本データの利用に際しては、以下を参考にクレジット等を記載してください。
  - (1) 本データを改変せずにそのまま複製して利用するとき  
出典：デジタル観光統計オープンデータ (<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/jigyou/research/d-toukei/>)（○年○月○年利用）
  - (2) 本データを改変して利用するとき  
デジタル観光統計オープンデータ (<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/jigyou/research/d-toukei/>) を加工して作成（○年○月○年作成）

### 第3条（禁止事項）

- 利用者は、本データの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。
- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為。
  - (2) 犯罪行為に関連する行為。

- (3) 当協会のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 当協会のサービスの運営を妨害するおそれのある行為。
- (5) 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為。
- (6) 他の利用者に成りすます行為。
- (7) 当協会の事前の書面による承諾なく、営利目的・商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、アップロード、ダウンロード、送信、販売、再販売など形態のいかんを問わない。）すること。
- (8) 当協会のサービスに関連して、第5条に定める反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為。
- (9) その他、当協会が不適切と判断する行為。

#### 第4条（本データの提供の停止等）

当協会は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本データの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 本データにかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合。
- (2) 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本データの提供が困難となった場合。
- (3) コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合。
- (4) その他、当協会が本データの提供が困難と判断した場合。

#### 第5条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合、当協会は、何らの催告を要せず、即時に本データの利用差止、閲覧の禁止、その他一切の措置を講じることができるものとします。

- (1) 暴力団。
- (2) 暴力団員。
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- (4) 暴力団準構成員。
- (5) 暴力団関係企業。
- (6) 総会屋等。
- (7) 社会運動等標榜ゴロ。
- (8) 特殊知能暴力集団。
- (9) その他前各号に準ずる者。

2. 利用者が反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合、当協会は、何らの催告を要せず、即時に本データの利用差止、閲覧の禁止、その他一切の措置を講じることができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 反社会的勢力が実質的に経営を支配している法人等に所属しているとき。
  - (4) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与をしていると認められるとき。
  - (6) 反社会的勢力を雇用（契約社員、有期雇用契約、派遣労働者の登録等も含む。）しているとき。
  - (7) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
3. 利用者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合、当協会は、何らの催告を要せず、即時に本データの利用差止、閲覧の禁止、その他一切の措置を講じることができるものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲又は乙の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。

#### 第6条（免責事項）

1. 当協会は、本データの提供停止又は中断、本データの欠陥、及びそれらが原因となり利用者又は第三者に発生した損失や損害については一切責任を負いません。
2. 当協会は、本データの性質上、本データを利用することによる効果、本データの有用性、適合性、完全性、正確性などについては一切の保証を致しかねます。
3. 当協会は、本データに関して、利用者と他の利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負いません。

#### 第7条（サービス内容の変更等）

当協会は、利用者に通知することなく、本データの内容を変更し又は本データの提供を中止することができるものとし、これによって利用者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第 8 条（利用規約の変更）

当協会は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

#### 第 9 条（損害賠償の請求）

利用者が本規約に反した行為又は不正もしくは違法に本データを利用することにより、当協会に損害を与えた場合、当協会は該当利用者に対して相応の損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします。

#### 第 10 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本データに関して紛争が生じた場合には、当協会の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2024.09.24 作成・適用